

審議会でのその他の議論

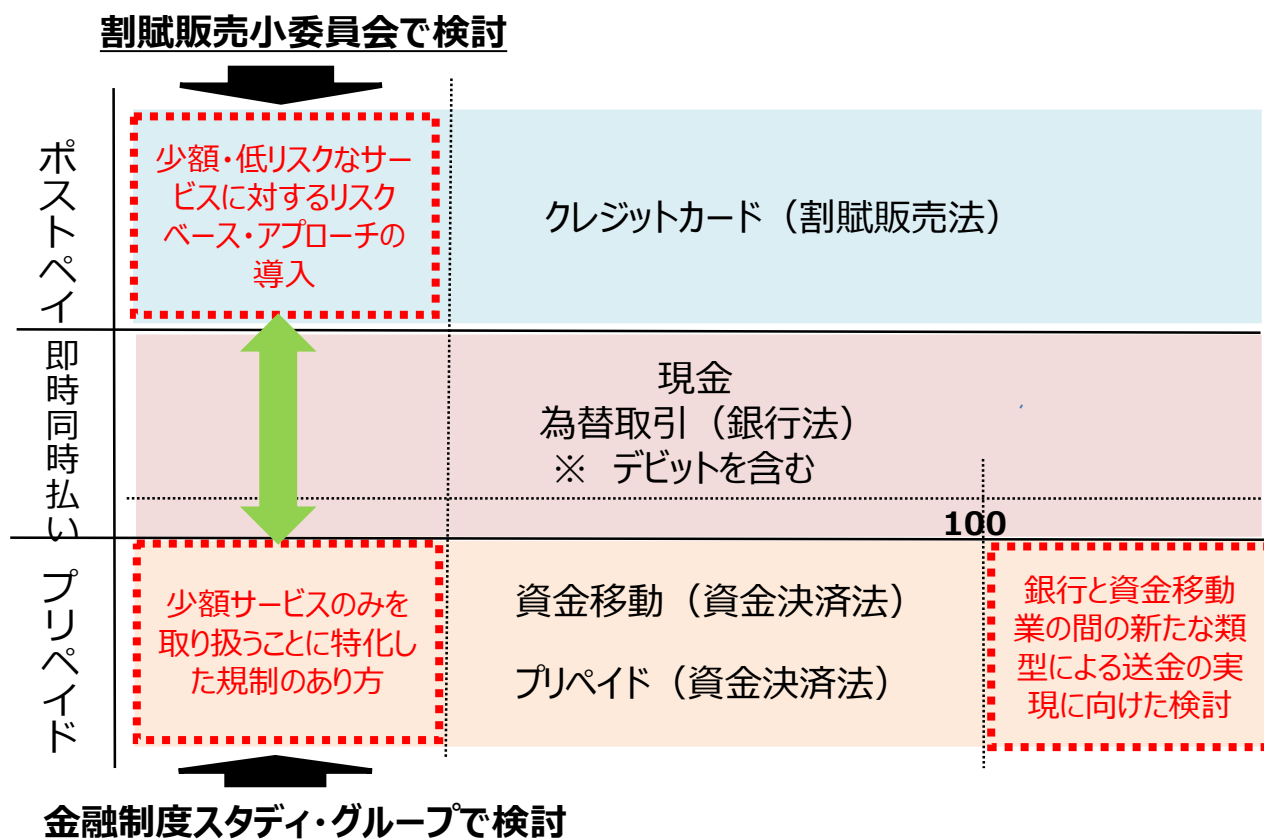
決済関連法制の概要

決済に関連する法制においては、それぞれの法益に対応した規制が存在し、これらに係る主な規制の内容は下図の通りである。

		利用者の保護		取引秩序の維持		利用者の保護		信用の保護	
	現行法	契約内容の誤認、情報不足の防止	苦情処理	セキュリティ対策 (漏えい防止、不正利用対策)	加盟店調査等	過剰与信防止	民事ルール	事業者の倒産リスク	犯罪収益移転防止法
為替取引・資金移動	為替取引 【銀行法】	重要事項の顧客への説明	苦情処理に関する措置	顧客情報の適正な取り扱い				最低資本金20億円、自己資本比率規制、業務範囲規制等	適用あり
	資金移動業 【資金決済法】	誤認防止のための説明又は情報の提供	苦情処理に関する措置	情報の安全管理				全額保全	適用あり
前払い	プリペイドカード（前払式支払手段） 【資金決済法】	情報の提供	苦情処理に関する措置	情報の安全管理	加盟店管理 (第三者型発行について事務ガイドラインに規定)			1 / 2 保全	適用なし
後払い	包括信用購入あっせん 【割賦販売法】	取引条件の表示、書面交付	苦情処理に関する措置	情報の適正な取扱い・カード番号等の適切管理 (PCIDSS準拠)、不正利用防止	加盟店調査等（調査・指導・解除）（※クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）	包括支払可能見込額調査	抗弁の接続、損害賠償等の額の制限、解除等の制限	資本金又は出資額が2,000万円以上等	適用あり

決済横断法制に係る具体的な取組の方向性

- 内外環境を総合的に勘案すれば、国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の法制的な横断論について、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を進めていくことが求められる。
- 一方、未来投資会議の中間整理を踏まえ、まずは、FinTech企業等の横断的かつ円滑な事業展開を促進するため、関係各法における少額・低リスク事業者に対するリスクベース・アプローチの導入などにより、ビジネス環境を整備していくことが必要である。



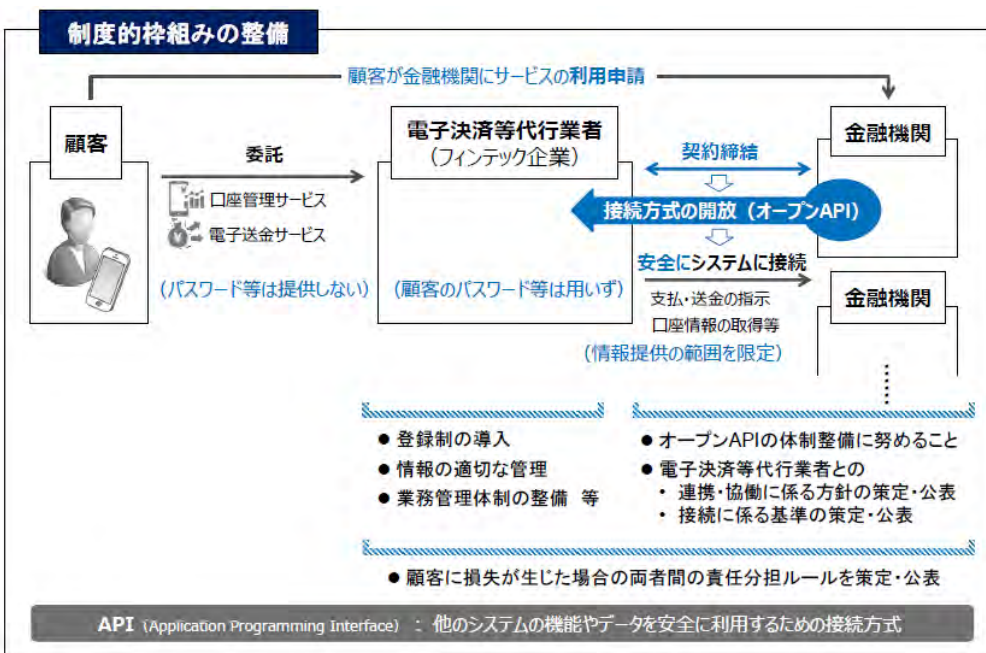
【参考】ポストペイサービスに関する現行規制

- ① 銀行法上の銀行業の免許を受けて行う方法（為替取引と資金の貸付けの組合せ）
- ② 資金決済法上の資金移動業の登録及び貸金業法上の貸金業の登録を受けて行う方法
- ③ 割賦販売法上の信用購入あっせん業の登録を受けて行う方法

決済情報の利活用①（オープンAPI）

- 決済情報を利活用することで新たなサービスやビジネスの創出が促進されると考えられる中、API開放を促進する動きが進んでいる。
- 銀行法分野では、平成30年6月に改正銀行法が施行され、API開放について努力規定化。（その他金融機関についても同様）平成30年6月29日までに各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針等」によれば、全邦銀137行のうち、インターネットバンキングを提供していない9行を除く128行がオープンAPIを導入する旨を表明している。
- クレジット業界では、法令上の措置はないものの、キャッシュレス推進協議会においてAPIの仕様標準化等を進めている。

銀行法におけるオープンAPIの努力義務規定の枠組み



（資料）金融審議会第38回総会金融庁提出資料

クレジット分野におけるオープンAPIに関する取組状況

API連携検討会 中間とりまとめ（平成29年6月）

○FinTech企業・カード会社のAPI連携のための措置・体制整備、費用負担・収益配分、システム開発といったステップを提示。

キャッシュレス検討会 クレジットカードAPIガイドライン（平成30年4月）

- 上記中間とりまとめと銀行分野のオープンAPIを参考に、参照系（特にPFMサービスや会計ソフト等における利用明細の照会）について定めるもの。
- API使用の標準化、セキュリティ確保・利用者保護などを定める。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン（平成31年4月）

- 上記「クレジットカードAPIガイドライン」を基に、参照系に加え、更新系および認証系について検討を行い、次の資料を公表。
 - ・キャッシュレス決済データ利活用に係るAPIガイドライン
 - ・クレジットカード分野のオープンAPIに係る電文仕様標準について
 - ・クレジットカードに関するAPI利用契約の条文明列
- 今後の取組み
 - ・銀行業界や海外等におけるオープンAPIに対する取組みとの調和
 - ・決済分野に限らないAPIエコシステムの形成

銀行分野における取組も参考にしつつ、オープンイノベーションを推進し、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進 べく、クレジットカード会社における積極的なオープンAPI戦略を後押しし、より一層のAPI開放を進めることが必要と考えられる。

決済情報の利活用②（新たなビジネスモデルの創出）

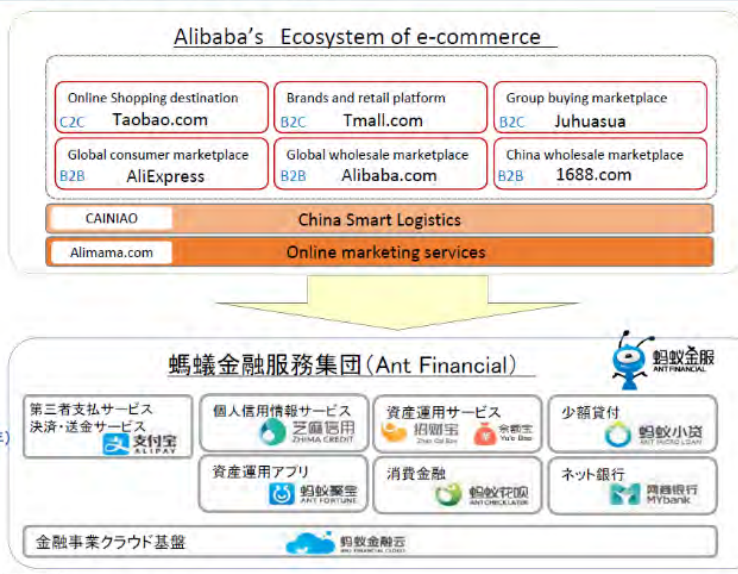
- 決済において取得した情報を利活用することを通じ、マーケティングのみならず、資産運用、融資、信用情報サービスなど新たなサービスを提供する企業が出現している。

決済情報利活用によるFinTech企業の例

巨大なFinTech企業の出現

インターネットの様々なサービスを通じて蓄積された膨大な利用者や情報を活用した巨大なFinTech企業が生まれた(アリババの例)

NRI



代表的なサービス (Alipay)
・ユーザー数4.5億人以上
・年間取扱高3.8万億人民元 (2014年)
・取引件数(年間)164億件 (2014年)

(資料) 株式会社野村総合研究所資料より抜粋。

LINE Payの強み



LINE Pay エコシステム

LINE Payを中心に様々なLINEサービスが利用できるようにエコシステムを構築しております。
生活に密着して、LINE Payがなくてはならないサービスへと進化して行きます。



(資料) 第2回産官協議会LINE Pay提出資料

こうした決済情報の利活用により決済を越えたビジネス展開を図る企業の例に鑑み、クレジット分野でも、決済情報の利活用を促進することを通じ、決済を起点とした商取引サービスの進化や手数料収入中心の従来のビジネス構造の転換を図る契機となることが期待される。

RegTech/SupTech

- 英国などを中心として、ICT技術の発展を踏まえ、リーマンショックで急増した金融分野の規制などに情報技術を活用して被規制事業者が効率的に対応する動き（RegTech）や規制を運用する行政が自らの活動を効率化・高度化する動き（SupTech）が生じている。
- 規制対応の効率化・高度化を通じて多くの人がより創造性の必要な業務に従事することにより、官民双方のイノベーション力の向上につなげる。

RegTech/SupTechとは

- **RegTech (Regulation×Technology)**
事業者による先端技術の活用を通じた効率的かつ効果的な規制対応
- **SupTech (Supervisory×Technology)**
監督官庁による先端技術の導入を通じた監督・検査業務の効率化・高度化

諸外国における取組の状況例

英国（FCA）における取組事例



TechSprints
システム開発の専門家が集まり集中的に協働することで技術ソリューションのプロトタイプを構築。
（ハッカソン）



TechTalks
イノベティブな技術や優先度の高いユースケース、規制・政策の明確化等について、複数業界による**対話とディスカッション**を行う。



Accelerators
アクセラレータとインキュベータプログラムによって、投資先選定や、企業支援をサポート。



Trials, Research and Modernisation
自然言語処理、チャットボット、ソーシャルメディア分析、機械学習、視覚分析AI等多くの**SupTechソリューションを自ら採用し試行**。

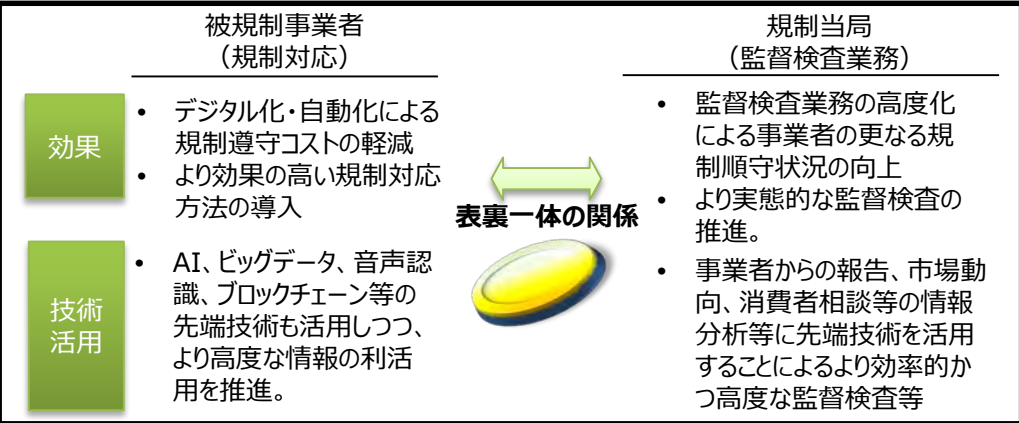


TechKnow
金融イノベーションや新技術について**FCAの職員を鼓舞し、教育**するため、技術思想リーダーを招いて、**定期的なセッション**開催。

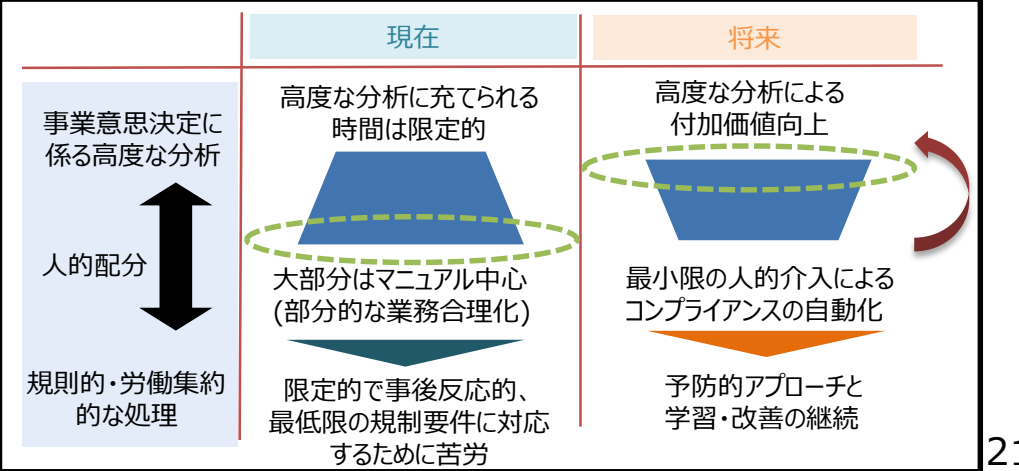


International
国際的に交流し、ベストプラクティスをお互いに共有。

RegTech/SupTechによる業務の効率化と高度化



RegTech/SupTechによる構造変化



RegTech/SupTech検討会

こうした背景を受け、経済産業省では、平成30年度に「RegTech/SupTechに係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」を開催し、国内外の政府・民間企業の動向を整理し目指すべき将来像を設定するとともに、RegTech/SupTechの導入に向けたロードマップの基本枠組みを策定したところであり、当小委員会としても、この検討会のとりまとめに沿って、今後取組が進められることを期待したい。

検討会の議題

第1回（平成31年2月14日）

テーマ：**RegTech/SupTechの概念・導入意義の整理、
本検討会での検討課題**

- ◆ 開催趣旨
- ◆ RegTech/SupTechを巡る国内外の動向と導入意義
- ◆ 日本の現状課題と検討すべき内容

第2回（平成31年3月4日）

テーマ：**短期的・中長期的に目指すべき姿の設定、
エコシステムの構築に向けてのアクションプラン**

- ◆ 目指すべき姿の実現に必要な取組み
- ◆ エコシステムの在り方

第3回（平成31年3月13日）

テーマ：**来期以降の具体的な取組み、
ロードマップの基本枠組みの策定**

- ◆ 事業者（RegTech）／当局（SupTech）の今後の具体的な取組み
- ◆ 日本における推進のあり方
- ◆ RegTech/SupTechに係るロードマップと来年度の取組

検討会の構成メンバー

氏名	現職
森川博之	東京大学 工学系研究科 教授
生貝直人	東洋大学 経済学部総合政策学科 准教授
岩田太地	NEC Fintech事業開発室長
梅澤拓	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
落合孝文	渥美坂井法律事務所 弁護士
鬼頭武嗣	株式会社クラウドリアルティ 代表取締役

<オブザーバ>

（敬称略）

- ・ 日本クレジット協会
- ・ 日本商品先物取引協会
- ・ 東京商品取引所

<事務局>

- ・ NTTデータ経営研究所